

◎2012年9月県議会・一般質問＝9月26日午前

◎知事答弁、教育長答弁、田辺の再質問・要望、知事の再答弁

① 小川洋知事の答弁

◇子どもの「ネット依存」対策

お答え申し上げます。まず、子どもの「ネット依存」の実態についてでございます。内閣府が小学生高学年から高校生までもを対象に昨年度実施した調査によりますと、携帯電話やパソコンを使ったインターネット利用が常態化しています。このうち携帯電話でインターネットを1日3時間以上、利用している児童生徒の2割強が、「勉強に集中できない」あるいは「睡眠不足になることがある」と回答を寄せております。また、県が昨年度実施した調査では、携帯電話を持っているほとんどの児童生徒がインターネットを利用しておまして、中・高校生では1日3時間以上、携帯電話を使用する生徒が2割強存在しております。こうした**インターネットの過度な利用は、日常生活にとりまして悪影響を及ぼすこととなり、好ましくないと考えております。**

子どもの「ネット依存」を防ぐための乳幼児期における取り組みについて、お尋ねがございました。本県では、乳幼児健診や就学時の検診の際に、子どもの発達段階に応じた接し方や家庭におけるしつけなどを掲載いたしました冊子でございますけれども、「子育て応援団」というものを配布しています。子どもの健全な成長のために、**この冊子には、親が携帯端末を過度に使うことによります子どもとのコミュニケーション不足、あるいは子どもの成長に与える悪影響、そして子どもがテレビゲーム等で遊ぶ場合に時間を制限するルールの必要性、そういったことを掲載いたしまして、過度な利用について注意喚起をしていきたいと考えています。**

「ネット依存」を防ぐための家庭における親と子のルール作りについてでございます。インターネットの過度な利用を防ぐためには、親子で話し合っ、その利用ルールを決めることが大切です。このため県では、4年生以上の小学生、それから中学生、高校生に、利用時間などについて親子で話し合うよう、学校を通じまして、ハンドブックを配布いたしましてルール作りを促しています。また、PTA、学校、地域の団体などが行っております学習会へ、子どもとメディアの問題に詳しい講師の方を派遣させていただきまして、保護者の方の啓発を図っているところでございます。県としては今後とも、インターネットの適正な利用に向けまして、このような取り組みに努めてまいりたいと思っております。

◇「貧困の連鎖」を防ぐ支援強化策

次に、学力格差の解消に対する基本的な考え方でございます。生活保護世帯のお子さんが、将来にわたって自立した生活を送っていくためには、十分な学力を習得し、自らの生活の基盤というものを確立していくことが大切です。こうしたことから、生活保護世帯に対しまして、子どもの学習機会が失われることがないよう、これまで高等学校就学費でありますとか、学習支援費といったものを支給させていただいて、支援を行ってきたところでございます。こうした支援に加えまして、生活困窮世帯に対しましては、生活福祉資金、母子寡婦福祉資金、奨学生制度の活用などについてご紹介を申し上げ、子どもの学習機会の確保に努めてきたところであります。

厚生労働省の貧困・格差対策に係る概算要求について、お尋ねがございました。今般、「貧困の連鎖」の防止の一環として、厚生労働省が打ち出されました子どもの貧困対策に係る施策につきましては、これまでの学習支援に加えまして、就労体験や資格取得など、自立に向けた支援策を拡充するものとなっております。県としても、誰もが元気で健康に暮らせることを重点施策の柱と掲げまして、社会的に厳しい状況にある生活困窮者を支えるため、これまでも個々人の事情に応じた生活相談でありますとか、生活資金の貸付、また、資格取得をはじめとするきめ細かな就労支援に鋭意取り組んできたところでございます。こうした取り組みに加えまして、今後の国の予算編成の動向も見極めながら、より効果的な自立支援策の強化に向けて検討をしていきたいと考えております。

次に、本県における就労・自立支援事業の成果、それから民間支援団体や外部専門機関との連携について、お尋ねがございました。県におきましては、これまで、各保険福祉環境事務所に民間の職業カウンセラーを配置いたしまして、支援対象者ごとに個別のプログラムの作成、面接、訓練、履歴書の書き方、そういった指導など、きめ細かな就労支援を行ってまいりました。あわせて、民間職業紹介事業者のノウハウというものを活用しまして、職業訓練、就労斡旋、職場定着に向けた支援を一体的に行います「求人セット型職業訓練・就職支援事業」、これを実施してまいりました。また、昨今の雇用情勢の悪化に対応していくため、職業カウンセラーの増員、資格を取得するための訓練コースの新設など、就労支援の強化を図ったところでございます。こうした取り組みによりまして、平成17年度からこれまでに約5000人の就労支援を行っておりまして、1500人弱の就職というものを実現させていただきました。今後とも、外部の専門機関はもとより、NPO等の効果的な活用も視野に入れながら、自立・就労支援の取り組みの実効をあげるべく工夫していきます。

「貧困ビジネス」に関する本県の実態と対策についてでございます。無届の無料または低額宿泊所に関しまして、平成21年度および22年度に全国調査が行われております。その結果を見ますと、福岡県内において「貧困ビジネス」と確認された事例は

ございませんでした。また、昨年度、福岡市において、不動産仲介業者による住宅扶助費詐取事案というものが明らかになったところでございますが、そのため、県下全域で調査を実施いたしました。その結果、同様の事案は認められませんでした。今後とも、適宜、実態の把握に努めますとともに、引き続き政令市とも情報交換を行いまして、生活保護の適正運用に努めてまいります。

② 杉光誠教育長の答弁

子どもの「ネット依存」の実態調査についてでございます。現在、小・中学校につきましては、全国学力・学習状況調査におきまして、児童生徒に対して、携帯電話での通話やメールの使用状況や 1 日あたりのインターネットの使用時間など、ネットの利用状況等に関する調査を行っています。また、高等学校につきましては、青少年の健全育成に関する県民意識調査を通しまして、携帯電話によるインターネットの使用状況等の実態把握を行っております。今後とも、インターネット等による心身の健康への影響も考えられることから、子どもに対するメディアの影響について調査や提言を行っている NPO 法人等、団体の調査方法も参考にしながら、実態の把握に努めてまいります。

「ネット依存」を防ぐための情報教育の充実についてでございます。「ネット依存」を防ぐためには、児童生徒の発達段階に応じて、情報通信ネットワークの果たしている役割と影響について理解をさせ、情報を適切に活用する能力を育てることが重要であると考えております。このため学校におきましては、各教科等において、情報機器の活用方法や活用に当たってのモラル等について指導を行っております。今後とも、教員がネット依存の実態や、心身への影響等についてさらに理解を深め、指導力を高めることができますよう、研修を充実させるとともに、児童生徒の実態に応じて従来の情報モラルに加えまして「ネット依存」の危険性についても、指導する必要があると認識をしております。

③ 田辺の再質問と要望

◇子どもの「ネット依存」対策【要望】

ご答弁をいただきました。子どもの「ネット依存」対策について、一点要望を、貧困の問題について再質問を一点と要望を一点、述べさせていただきたいと思います。

子どもの「ネット依存」対策に関して、教育長から、「情報モラルに加えてネット依存

の危険性について指導する」と、新たなメディア・リテラシー教育の推進を約束していただきました。また、教育現場の研修にも取り入れていただくということで、力強く思っています。ぜひとも、さきほどもご紹介いたしましたように、先進的に取り組んでいるNPO 法人等の団体の調査方法を活用して、まずは実態調査をしていただき、それを踏まえた形で、教育現場における指導、そして子どもたちへの浸透に生かしていただきたいと思えます。

また、知事からも、乳幼児期の(親に対する)意識付けに関して、県の出している「子育て応援団」の冊子を活用するという方針を示していただきました。行政から押し付けにならないよう、自然な形で浸透させることが、こういったものは大切だと思いますので、この冊子の活用は私も前向きな話だと思います。このほかにもさまざま知恵を絞れば出てくるかもしれませんので、加えて引き続き検討をいただけたらと思います。

テレビやゲームと同じで、使ってもいいけれども、「当たり前」のけじめというのを、いかに浸透させるかということがこの問題の本質だと思っています。本日いただいたご答弁を踏まえ、しっかりと取り組んでいただきたいと思えます。

◇「貧困の連鎖」を防ぐ支援強化策【再質問、要望】

貧困の問題で再質問をさせていただきます。生活保護受給者を含む生活困窮者対策で、再質問をさせていただきます。生活保護のプログラムの中には、現在、県のスキームの中には「学習支援」というものがはっきりと組み込まれていないということで、今回提案をさせていただきました。本気で、生活困窮者層における「連鎖」を断ち切るんだということを実現していくためには、アウトリーチを含んで、「一対一」も含めたいきめ細かな学習支援対策も求められると思えます。これが困窮者対策の一環として、今、県教委が学力向上策として地域によっては取り組んでいることはもちろん承知をしていますが、こういった教育施策ではなく、生活保護のスキーム、福祉政策の一環として取り組むことが必要だと考えます。知事からいただいた答弁では、「より効率的な自立支援策の強化を検討する」と、ややぼかした表現にはなっておりましたが、これは、申し上げております学習支援の強化を念頭に置いたものと理解してよいか、この点を確認をさせていただきます。

最後に要望させていただきます。働くことが出来る年齢層の就労、自立支援に関しです。2011年度、昨年度ですが、県の母子世帯・若年者等自立・就労促進事業は、373人が就職につながっていますが、これは支援対象の約3割で、裏を返せば7割が就職につながっていません。求人セット型職業訓練・就労支援事業では、就職者は15人で受講者の約1割、つまり約9割は就職ができなかった。就労意欲の向上というのは極めて困難な課題と私も思いますし、単純に県を批判するというのは酷だと考え

ますが、これが、今、私たちの国が直面する厳しい現実であるということは強く認識しなければなりません。生活保護による支出を抑制するためには、現在、県が打っている施策だけでは、職に就けない働ける受給者層をいかにすくい上げていくかが、まだまだ解決できない。これは、行政だけではとても無理な話で、答弁の中では「外部専門機関はもとより、NPO 等の活用も視野に入れ、実効を上げるべく、工夫していく」と強く決意を示していただきましたので、来年度に向けて、しっかりと外部の「専門家」の知見、マンパワーも取り入れて、取り組んでいただきたいと思います。この点は要望させていただきます。再質問に対し、ご答弁をいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

④ 小川知事の再答弁

学習支援の重要性の認識のお尋ねが再度ございました。先ほどご答弁をさせていただいたつもりでございましたけれども、あらためて申しますと、「**貧困の連鎖**」の防止の面からも、生活保護受給世帯のお子さんたちに対する学習支援の重要性というのは重々認識しているところでございます。そうした認識の下で、自立支援策の強化に向けて、今後とも検討させていただきます。

それから、先ほど数字を少し言われましたが、求人セット型職業訓練・就労支援事業の成果のところですが、私の持っている数字はもう少し高くなっていますので、あらためて資料を渡させていただきます。

(終了)